



# 山形県公報

平成20年12月26日(金)  
第2006号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                       |                       |
|---------------------------------------|-----------------------|
| 県議会定例会の閉会.....                        | (財政課) ...1611         |
| 山形県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程..... | (経営安定対策課) ... 同       |
| 漁業の免許.....                            | (庄内総合支庁水産課) ...1612   |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                    | (村山総合支庁農村計画課) ... 同   |
| 同.....                                | (最上総合支庁農村計画課) ... 同   |
| 一般国道の供用の開始.....                       | (最上総合支庁建設総務課) ...1613 |
| 道路の区域の変更.....                         | (置賜総合支庁建設総務課) ... 同   |
| 一般国道の供用の開始.....                       | ( 同 ) ... 同           |
| 歳入の収納の事務の委託.....                      | (建築住宅課) ... 同         |
| 道路の位置の指定.....                         | (置賜総合支庁建築課) ...1614   |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                                          |      |
|------------------------------------------|------|
| 政治団体の報告書の閲覧に関する規程の一部を改正する規程.....         | 同    |
| 山形県議会議員補欠選挙(天童市選挙区)における選挙人名簿登録の基準日等..... | 1615 |

### 公 告

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 大規模小売店舗の変更の届出..... | (商業経済交流課) ... 同 |
| 引船料金の改定の公表.....    | (交通政策課) ...1616 |
| 一般競争入札の公告.....     | (病院事業局) ...1617 |
| 同.....             | ( 同 ) ...1618   |
| 同.....             | (教育委員会) ...1619 |

## 告 示

### 山形県告示第1110号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により平成20年12月3日招集した山形県議会定例会は、同月18日閉会した。

平成20年12月26日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県告示第1111号

山形県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年12月26日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程  
山形県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程(平成20年12月県告示第1578号)の一部を次のように改正する。

第1条中「農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）第18条の4第2項」を「株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第11号」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 山形県告示第1112号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、漁業権の設定について、次のとおり免許した。

平成20年12月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 免許番号         | 漁業の免許を受けた者          |          | 漁業権の内容                                           | 漁業権の免許年月日  |
|--------------|---------------------|----------|--------------------------------------------------|------------|
|              | 住所又は所在地             | 氏名又は名称   |                                                  |            |
| 海 定<br>第 1 号 | 鶴岡市三瀬己301・<br>308番地 | 有限会社 仁三郎 | 平成20年9月県告示第813号<br>（以下「告示」という。）第1<br>項第1号に記載のとおり | 平成20.12.12 |
| 海 定<br>第 2 号 | 鶴岡市鼠ヶ関丙57番<br>地     | 佐 藤 久    | 告示第2項第1号に記載のとおり                                  | 同          |

#### 山形県告示第1113号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年12月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
西川町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西村山郡西川町大字海味1343 - 4
- 3 認可年月日  
平成20年12月17日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第1114号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年12月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
舟形町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡舟形町舟形909番地 4
- 3 認可年月日  
平成20年11月20日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第1115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成20年12月26日から平成21年1月8日まで縦覧に供する。

平成20年12月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 458号
- 2 供用開始の区間 新庄市堀端町9番128から  
同 2733番3まで
- 3 供用開始の期日 平成20年12月26日

山形県告示第1116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成20年12月26日から平成21年1月8日まで縦覧に供する。

平成20年12月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|-----------------------------------------|------|------------------|-------------|
| 東置賜郡川西町大字下小松字大田575番5から<br>同 字上田中680番2まで | 旧    | 17.0メートル<br>10.0 | メートル<br>176 |
| 同 上                                     | 新    | 49.0メートル<br>10.0 | 同 上         |

山形県告示第1117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成20年12月26日から平成21年1月8日まで縦覧に供する。

平成20年12月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 287号
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字下小松字大田575番5から  
同 字上田中680番2まで
- 3 供用開始の期日 平成20年12月27日

山形県告示第1118号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成20年12月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 委託した収納事務  
山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）第25条の4の規定により指定管理者に管理を行わせる県営住宅及び駐車場の家賃及び使用料のうち滞納されたものの収納事務
- 2 受託者の名称及び住所
  - (1) 名 称 株式会社西王不動産
  - (2) 住 所 山形市桜田東四丁目9番23号

## 3 委託期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第1119号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び長井市役所において縦覧に供する。

平成20年12月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私有置総建第293号
- 2 指定の場所 長井市中道一丁目1967番21、1967番26、1967番29、1967番30、2166番12、2166番13、2166番14
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル、延長60.40メートル
- 4 指定年月日 平成20年12月15日

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第99号

政治団体の報告書の閲覧に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年12月26日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

政治団体の報告書の閲覧に関する規程の一部を改正する規程

政治団体の報告書の閲覧に関する規程（昭和50年12月県選挙管理委員会告示第45号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

政治団体の報告書等の閲覧等に関する規程

第1条中「）第20条の2第2項」を「。以下「法」という。）第20条の2第2項」に、「報告書の」を「報告書、書面又は政治資金監査報告書の」に、「において」を「（以下「委員会」という。）において」に、「報告書」を「報告書等」に、「閲覧」を「閲覧又は写しの交付」に改める。

第2条第1項中「報告書」を「報告書等」に、「県の選挙管理委員会」を「委員会」に改め、同条第2項及び第3項中「報告書」を「報告書等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（写しの交付）

第3条 法第20条の2第2項の規定により報告書等の写しの交付を請求しようとする者（以下「請求者」という。）

は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「交付請求書」という。）を委員会に提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 写しの交付の請求に係る政治団体の名称並びに報告書等に係る収入及び支出がされた年
- (3) 求める写しの交付の方法（複数の実施の方法を求める場合にあってはその旨及び当該複数の実施の方法、写しの交付の請求に係る報告書等の部分ごとに異なる写しの交付の方法を求める場合にあってはその旨及び当該部分ごとの写しの交付の方法）
- (4) 写しの送付の方法による報告書等の写しの交付を求める場合にあっては、その旨

2 委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

3 委員会は、法第20条の2第2項の規定による請求を受けたときは、当該請求があつた日から起算して15日以内に、当該請求に係る報告書等の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 法第20条の2第2項の規定による請求に係る報告書等が著しく大量であるため、当該請求があつた日から起算

して45日以内にそのすべてについて第3項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び前項の規定にかかわらず、委員会は、当該請求に係る報告書等のうちの相当の部分につき当該期間内に第3項の規定による交付をし、残りの報告書等については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの報告書等について第3項の規定による交付をする期限

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

#### 山形県選挙管理委員会告示第100号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、平成21年1月25日執行予定の山形県議会議員補欠選挙（天童市選挙区）における選挙人名簿登録の基準日、登録日及び縦覧の期間を次のように定めた。

平成20年12月26日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

- 1 登録の基準日 平成21年1月15日。ただし、年齢については、同月25日
- 2 登 録 日 平成21年1月15日
- 3 縦 覧 期 間 平成21年1月16日

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成21年4月26日まで縦覧に供する。

平成20年12月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エスパル山形  
山形市香澄町字大宝寺14外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
仙台ターミナルビル株式会社 宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番1号  
代表取締役 菊池眞澄
- 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考          |
|-----------------|---------|---------|--------------|
| す べ て の 小 売 業 者 | 午前9時    | 午後7時30分 | 年間60日は午後8時閉店 |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者           | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
|-------------------------|---------|---------|-----|
| 株式会社 J R 東日本リテール<br>ネット | 午前7時    | 午後11時   |     |
| そ の 他 の 小 売 業 者         | 午前9時    | 午後8時    |     |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前 8 時30分から午後 8 時まで。ただし、年間60日は午前 8 時30分から午後 8 時30分まで

（変更後） 午前 6 時30分から午後11時30分まで

4 変更年月日

平成20年12月16日

5 届出年月日

平成20年12月 3 日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成21年 4 月26日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

港湾法（昭和25年法律第218号）第45条第 1 項の規定により、酒田曳船株式会社から次のとおり引船料金の基本料金を改定し、平成20年12月 1 日から施行する旨の報告があった。

平成20年12月26日

酒田港湾管理者 山形県

代表者 山形県知事 齋 藤 弘

| 対象本船の総トン数                | 基本料金           |             |                | 備 考                              |
|--------------------------|----------------|-------------|----------------|----------------------------------|
|                          | 2,000馬力級<br>未満 | 2,000馬力級    | 3,000馬力級<br>以上 |                                  |
| 3,000総トン数未満              | 円<br>59,100    | 円<br>59,100 | 円<br>59,100    | (1) 1時間当たり<br>(2) 消費税及び地方消費税を除く。 |
| 3,000総トン数以上 6,000総トン数未満  | 82,600         | 82,600      | 82,600         | 同                                |
| 6,000総トン数以上10,000総トン数未満  | 115,800        | 115,800     | 115,800        | 同                                |
| 10,000総トン数以上13,000総トン数未満 | 141,500        | 141,500     | 141,500        | 同                                |
| 13,000総トン数以上15,000総トン数未満 | 153,100        | 153,100     | 153,100        | 同                                |
| 15,000総トン数以上17,000総トン数未満 | 172,000        | 172,000     | 172,000        | 同                                |
| 17,000総トン数以上20,000総トン数未満 | 189,700        | 189,700     | 189,700        | 同                                |
| 20,000総トン数以上25,000総トン数未満 | 222,100        | 222,100     | 222,100        | 同                                |
| 25,000総トン数以上30,000総トン数未満 | 241,800        | 241,800     | 241,800        | 同                                |
| 30,000総トン数以上40,000総トン数未満 | 272,100        | 272,100     | 272,100        | 同                                |
| 40,000総トン数以上50,000総トン数未満 | 308,400        | 310,300     | 334,500        | 同                                |

|              |         |         |         |   |
|--------------|---------|---------|---------|---|
| 50,000総トン数以上 | 348,900 | 351,800 | 410,700 | 同 |
|--------------|---------|---------|---------|---|

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、債務負担行為 山形県立中央病院清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年12月26日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階会議室2
- (2) 日時 平成21年2月10日（火）午前10時00分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量  
債務負担行為 山形県立中央病院清掃業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成24年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 平成20年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成20年1月29日付け県公報第1912号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に定める基準に適合していること。
- (5) 2の(1)の役務の履行に係る施設と同種の施設において、過去5年以内に当該役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって、当該役務の契約期間が平成21年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるとみなす。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院総務課施設係 電話番号023(685)2660

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成21年1月19日（月）午後3時までに山形県立中央病院総務課施設係に提出すること。

- (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning of building of Yamagata Prefectural Central Hospital .
- (2) Time-limit for tender : 10:00 A.M. February 10, 2009
- (3) Contact point for the notice : General Affairs Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023-685-2660

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234号第1項の規定により、債務負担行為 山形県立新庄病院医事業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成20年12月26日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院会議室（C棟3階）
- (2) 日 時 平成21年2月10日（火） 午後2時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量  
債務負担行為 山形県立新庄病院医事業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成22年3月31日まで
- (4) 履行場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院内
- (5) 入札方法 総額により行う。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 平成20年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成20年1月29日付け県公報第1912号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 2の(1)の役務の履行に係る施設と同種の施設（一般病床数400床以上の病院に限る）において、過去3年以内に当該役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって、当該役務の契約期間が平成21年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるとみなす。
- (5) 2の(1)の役務の履行に関し、当該役務を確実に遂行できる十分な体制を整備していることを証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院医事経営課医事係 電話番号0233(22)5525

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の



2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書並びに3の(3)、(4)及び(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書等」という。）を平成20年1月26日（月）午後2時までに山形県立新庄病院医事経営課医事係に提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Medical affairs business of Shinjyo Prefectural Hospital: 1set

(2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. February 10, 2009

(3) Contact point for the notice: Management Division, Shinjyo Prefectural Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjyo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL0233-22-5525

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立学校インターネットサービスの提供に係る機器賃貸借について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年12月26日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日 時 平成21年2月4日（水） 11時00分

2 入札に付する事項

(1) 名称

山形県立学校インターネットサービスの提供に係る機器賃貸借

(2) 調達をする物品の仕様等

「山形県立学校インターネットサービスの提供に係る機器賃貸借入札要件書」による

(3) 納入期限 平成21年3月1日（日）

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 平成20年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成20年1月29日付け県公報第1912号）により公示された資格を有すること。

(3) 競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(4) プライバシーマークまたはISMS認証基準（Ver.2.0）またはJIS Q 27001（ISO/IEC27001）による認定や認証を取得し有効期限切れでないこと、または更新手続き済みであること、それらの証明ができること。

(5) サーバ機器の運用と保守を履行するに十分な知識と技能を有することを証明するため、以下の項目について

業務実績を証明できること。

- ・国、地方自治体もしくは教育機関のサーバ保守の実績を通算で3ヶ年（36ヶ月）以上有すること。
- ・国、地方自治体もしくは教育機関において、本業務と同等のサービスに関するヘルプデスク業務の実績が通算で3年（36ヶ月）以上あること。
- ・可用性及び拡張性を持った仮想化技術を用いて、本業務と同規模のシステム（システムを利用するユーザ数が5000以上の規模を指す）の仮想化環境構築、保守の実績があること。
- ・国、地方自治体もしくは教育機関のサーバ、ネットワーク監視業務の実績を有すること。

(6) 以下の資格を取得している技術者を有すること。

- ・ L P I C L E V E L 1 以上

(7) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁高校教育課担当 電話番号023(630)2869

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県教育庁高校教育課担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

2の(1)のイからニまでごとに山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(3)～(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成21年1月21日（水）午後1時までに山形県教育庁高校教育課担当に提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature of the service to be procured : The lease of the Internet system for Yamagata Prefectural School : 1set

(2) Time-limit for tender : 11:00A.M. February 4, 2009

(3) Contact point for the notice : High School Education Divison, the Yamagata Prefectural Board of Education, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2869